

績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の地方公共団体等について、資料の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

その結果、3会社等が事業主体となって、被災事業者自立支援事業費補助金、皮革産業振興対策事業費補助金及び中小企業経営支援等対策費補助金(商業・サービス競争力強化連携支援事業)を受けて実施した事業に係る国庫補助金 10,331,206 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの
 - 2件 不当と認める国庫補助金 4,649,206 円
 - (2) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
 - 1件 不当と認める国庫補助金 5,682,000 円
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

2件 不当と認める国庫補助金 4,649,206 円

皮革産業振興対策事業の実施に当たり、同種取引価格や実際の支払額に基づかずに経費を過大に計上し、また、事業に使用していない材料に係る購入費を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,099,206 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(205) 経済産業本省	Japan Premium Leather Project (代表者株式会社前實) (兵庫県姫路市) (事業主体)	—	皮革産業振興対策事業費補助金	元、2	30,718 (28,284)	18,400	5,333	3,099

この補助金は、我が国の中小皮革産業の健全な発展に寄与することを目的として、皮革・皮革製品関連の事業者グループを形成し、国内外の展示会・見本市への出展等の皮革製品デザイン促進事業等を行う皮革産業関係民間団体等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。この補助金の補助事業者募集要領によれば、応募資格は皮革・皮革製品関連の4社以上で構成される事業者グループであることとされており、グループにおいて代表者を定めて、当該代表者が補助事業の実施、補助事業に係る経費の出納等について責任を負うこととされている。

事業者グループである Japan Premium Leather Project の代表者である株式会社前實(以下「会社」という。)は、令和元、2両年度に皮革関連産業の商品開発力等を高めるために、素材の開発、製品の試作、海外展示会への出展及び国内における個展開催を行うなどの事業を事業費計 30,718,764 円(補助対象事業費計 28,284,781 円)で実施したとする実績報告書を経済産業本省に提出して、これにより国庫補助金計 18,400,000 円の交付を受けていた。

しかし、会社は、製品の試作における皮革加工に係る外注費について、外注先への便宜を図るためなどとして同時期に行った同種の取引における価格(以下「同種取引価格」という。)を上回る金額を外注

先に支払い、この金額により事業に要した経費を算出することにより、補助対象事業費を計 3,378,240 円過大に計上していた。また、会社は、製品の試作における皮革加工に係る薬剤の購入費について、実際の支払額を上回る金額を記載した虚偽の請求書等を購入先に作成させるなどして、事業に要した経費を水増しすることにより、補助対象事業費を計 955,350 円過大に計上していた。さらに、会社は、製品の試作のために購入したとしていた皮革素材の一部について、本件補助事業に使用していなかったのに、その購入に係る経費 1,000,000 円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、外注費及び薬剤の購入費について同種取引価格や実際の支払額に基づいて算定するとともに、本件補助事業に使用していない皮革素材の購入費を除いて適正な補助対象事業費を算定すると計 22,951,191 円となり、前記の補助対象事業費計 28,284,781 円との差額 5,333,590 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計 3,099,206 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助事業の適正な執行に対する認識が著しく欠けていたこと、経済産業本省において会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

事業期間中に納品されていなかった通信機器の購入に係る経費を含めていたため、中小企業経営支援等対策費補助金(商業・サービス競争力強化連携支援事業)の補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,550,000 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(206) 九州経済産業局	株式会社福重電工 (鹿児島県薩摩川内市) (事業主体)	—	中小企業経営支援等対策費補助金 (商業・サービス競争力強化連携支援事業)	2	39,535 (36,027)	24,018	2,325	1,550

この補助金は、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることなどを目的として、中小企業経営支援等対策費補助金(商業・サービス競争力強化連携支援事業)交付要綱(20150806 財中第2号)等に基づき、中小企業者が産学官で連携し、異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、地域経済を支えるサービス産業の競争力強化に資すると認められる取組に要する経費の一部を補助するものである。

商業・サービス競争力強化連携支援事業(新連携支援事業)公募要領によれば、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に先立ち、2以上の中小企業者が参加する連携体を構成して商業・サービス競争力強化連携支援事業計画書(以下「事業計画」という。)を作成し、経済産業局に提出して採択を受けることとされている。また、経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定めて補助事業者に対して周知している補助事業事務処理マニュアルによれば、補助の対象として計上できる経費は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、事業期間中に終了(支払)したものとされている。そして、同省によると、補助事業による物品の購入において、納品及び検収は、事業期間中に終了しなければならないとしている。